

別紙

「水管橋等点検委託業務」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

測量

$$\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 50/100$$

$$\text{直接業務費} = \text{水管橋等点検業務} + \text{機械経費} + \text{安全費}$$

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6、予定価格の10分の8.2を超える場合は、予定価格の10分の8.2の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和7年4月1日以降）**」を参照のこと。